

令和7年 富士見町 告示

第 175 号

富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険料(以下「保険料」という。)の滞納世帯に係る特別療養費の取扱いについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象)

第2条 町長は、法第54条の3第1項又は第2項の規定により保険料を滞納している世帯主に対して納付に資する取組を行っても、なお当該保険料が納付されない場合において、当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する。

2 特別療養費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する被保険者とする。

- (1) 特別の事情なく、保険料の納期限から規則第27条の4の3の規定において定める期間が経過しても納付がない世帯
- (2) その他町長が特に必要と認めた世帯

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する世帯に属する被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者及び次の各号のいずれかに該当する被保険者(以下「原爆一般疾病医療費の支給等受給者」という。)は、特別療養費の支給対象としない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給を受けている者

- (2) 規則第27条の4の2に規定する医療に関する給付を受けている者

(保険料の納付に資する取組)

第3条 町長は、特別の事情等がないにもかかわらず、保険料を納付しない世帯の世帯主に対して、国民健康保険料滞納に関するお知らせ(様式第1号)を通知する。

(特別の事情等の届出)

第4条 町長は、前条の規定により通知を行う場合は、施行令第28条の6に規定する特別の事情がある場合は、特別の事情に関する届出(様式第2号)、又は原爆一般疾病医療費の支給等受給者である場合は、原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出(様式第3号)に、その事実を証する書類を添えて届出を求める。

2 町長は、前項の規定により世帯主から特別の事情に関する届出、又は原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出があった場合は、内容を確認した上で受付する。

(弁明の機会の付与)

第5条 町長は、第7条の規定により通知を行う場合は、世帯主に対して、弁明の機会の付与通知書(様式第4号)をあらかじめ通知し、提出期限を付した上で弁明書(様式第5号)による弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定により、世帯主から提出期限までに弁明書の提出があったときは、次条に規定する審査委員会を開き、弁明の内容を審査しなければならない。

3 提出された弁明書に対する結果については、弁明に対する審査結果について(様式第6号及び様式第6号の2)により、当該世帯主又は代理人に対して通知をする。

(審査委員会)

第6条 町長は、弁明の内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員は、住民福祉課長、財務課長、町民税係長、収納係長をもって組織するものとし、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

3 審査委員会に委員長を置き、住民福祉課長をもって充てる。委員長に事故があるときは、財務課長がその職務を代行する。

4 審査委員会は委員長が招集する。

5 審査委員会の庶務は住民福祉課が所管する。

(特別療養費の支給に係る事前通知)

第7条 町長は、第3条の規定により通知を行っても納付がなく、第4条による届書の提出がない場合又は第5条第1項による弁明書が期限までに提出されない場合若しくは弁明によっても予定されている特別療養費に係る支給処分が正当であると認められる場合、法第54条の3第3項の規定により特別療養費の支給に係る事前通知書(様式第7号)を通知する。

(資格確認書の返還請求)

第8条 町長は、前条の規定により通知を行う場合は、併せて、規則第27条の5の2第1項の規定により保険料を滞納している世帯主に対し、国民健康保険資格確認書返還請求通知書(様式第8号)を通知することにより、当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る資

格確認書の返還を求める。

- 2 町長は、前項の規定により資格確認書が返還された場合(規則第27条の5の2第3項の規定によるみなし返還を含む。)は、保険料を滞納している世帯主に対し、当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る資格確認書(特別療養費)を交付する。
(特別療養費から療養の給付等への切換え)

第9条 町長は、特別療養費の支給対象となる世帯のうち、当該世帯の世帯主又は当該世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該世帯の世帯主に対し、療養の給付等に係る事前通知書(様式第9号)を通知するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ次の被保険者に対して療養の給付等を行う。

- (1) 次に掲げる事由に該当する場合 当該世帯に属する被保険者
- ア 世帯主が滞納している保険料を完納した場合
 - イ 施行令第28条の7の規定により世帯主の保険料の滞納額が著しく減少した場合
 - ウ 世帯主が施行令第28条の6に規定する特別の事情に該当し、第4条の規定による届出があった場合
 - エ 世帯主が第5条第2項の規定により提出された弁明書を審査した結果、町長が保険料を納めることが困難である正当な理由があることを認定した場合
 - オ その他町長が特に必要があることを認定した場合
- (2) 原爆一般疾病医療費の支給等受給者であり、又は受給者となり、第4条の規定による届出があった場合 当該受給者である被保険者
(保険給付の一時差止め)

第10条 町長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定により、保険給付の一時差止めをするときは、保険給付一時差止通知書(様式第10号)を通知する。

- 2 町長は、前項の規定により通知を行う場合において、施行令第28条の6に規定する特別の事情があるときは、特別の事情に関する届出(様式第2号)、又は原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出(様式第3号)により、届出を求める。
(保険給付の一時差止めの解除)

第11条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により、保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該世帯主に対し、保険給付一時差止解除通知書(様式第11号)を通知し、当該差止めを解除する。

- (1) 当該差止めに係る保険料の滞納額が、完納又は各納付月の納期限から1年6月未満となつた場合

(2) 世帯主が施行令第28条の6に規定する特別の事情に該当し、第4条の規定による届出
があった場合

(3) その他町長が特に必要があると認める場合

(保険給付の一時差止めからの滞納保険料額の控除)

第12条 法第63条の2第3項の規定により、一時差し止めている保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、該当世帯主に対し、あらかじめ保険給付額から滞納国民健康保険料への充当について(様式第12号)を通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

国民健康保険料滞納に関するお知らせ

既に催告書等により滞納している国民健康保険料を全額納付するよう、また納付ができない事情がある場合は納付相談できる旨をお知らせしてきましたが、未だ全額納付されていないため、下記のとおりお知らせいたします。

このまま滞納が続きますと、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により、療養の給付等に代えて特別療養費の支給に係る措置を実施することになります。

なお、納付相談を希望する場合は、富士見町役場財務課収納係までご相談ください。

また、様式第1号別紙「国民健康保険特別療養費について」に記載された事情に該当する場合は、指定期日までに様式第2号「特別の事情に関する届出」、様式第3号「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出」の提出が必要となりますので、その事実が確認できる書類等とあわせて御提出ください。

記

1 滞 納 額	円
2 納 期 限	年 月 日
3 指定期日	年 月 日

※ なお、本状到達前に国民健康保険料を納付された場合は、行き違いでご容赦ください。

様式第1号別紙

国民健康保険特別療養費について

特別な理由がなく、国民健康保険料を1年以上滞納している場合、特別療養費の支給対象になります。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者を除きます。)

医療機関等で受診する際は、窓口にて医療費をいったん全額負担することになりますが、支払った医療費は後日、申請により本来自己負担する部分を除いて払戻しを受けることになります。

【特別療養費の支給除外対象】

次の事情等に該当する場合、特別療養費の支給対象から除外されますので、様式第2号「特別の事情に関する届出」、様式第3号「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出」の提出が必要となります。

「施行令で定める特別の事情」(国民健康保険法施行令第28条の6)について

次の理由により国民健康保険料の納付が困難である場合は、施行令で定める特別の事情に該当します。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

「原爆一般疾病医療費の支給等」について

原爆一般疾病医療費の支給等	確認できるもの（例）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給	被爆者健康手帳
児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。）の障害児医療費の支給	医療受給者証
予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給	健康被害手帳
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給	自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院医療）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	入院措置書
麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院書
母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	養育医療券
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給	救済に関する決定通知書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書
石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給	石綿健康被害医療手帳
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給	健康被害手帳
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給	特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給	特定医療費（指定難病）受給者証
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給	診療報酬明細書等
国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給	特定疾病療養受療証
上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	各種手帳等

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(世帯主) 住 所
氏 名

特別の事情に関する届出

下記の理由により、国民健康保険料の納付が困難なので届出します。

被保険者 記号・番号	
施行令に定める特別な事情 該当する 番号に○ 印をつけ て下さい	1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと 5 前各号に類する事由があつたこと
(上記理由の具体的な内容) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

※ 火災証明書等の「特別の事情」の存在を証明する書類等があれば添付してください。

※ この届出は滞納額の減免を行うためのものではありません。

様式第3号(第4条関係)

年　月　日

富士見町長 様

(世帯主) 住 所

氏 名

原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出

私の世帯の次の者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による一般疾病医療費の支給その他国民健康保険法施行規則第27条の4の2に定める医療に関する給付を受けていますので届出します。

被保険者記号・番号	
受給者氏名	原爆一般疾病医療費の支給等による医療等の名称 (様式第1号別紙参照)

※ 届出に際しては、受給者証の写しなど、当該医療を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日
様

富士見町長

弁明の機会の付与通知書

あなたが滞納している国民健康保険料については、これまで再三にわたり納付をお願いしてまいりましたが、納期限から1年間が経過した現在も納付されておりません。

国民健康保険料をこのまま滞納されると、国民健康保険法第54条の3第1項の規定により、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになります。

つきましては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき弁明の機会を付与いたしますので、期限までに弁明書(様式第5号)を提出してください。

なお、提出期限までに弁明書の提出がない場合又は弁明によっても当該処分が正当であると認められる場合は、当該処分を行います。

記

1 予定している不利益 療養の給付等に代えて、特別療養費を支給する処分
処分の内容

2 処分の根拠 国民健康保険法第54条の3第1項

3 提出先 富士見町役場住民福祉課国保年金係

4 提出期限 年 月 日

※ 弁明の機会の付与に関する行為を行わせるため、代理人を選任することができます。

この場合にあたっては、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を明示した委任状等を町長に提出してください。

※ 病気にかかって仕事ができない状態である、事業を廃止した、災害にあった、盜難にあったなど、現在国民健康保険料を納めることが困難である正当な事由がない場合は、弁明書を提出いただいても特別療養費を支給することになります。

※ なお、本状到達前に国民健康保険料を納付された場合は、行き違いでご容赦ください。

様式第5号(第5条関係)

弁 明 書

年 月 日

富士見町長 様

(世帯主) 住 所

氏 名

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

予定している不利益処分の内容	
弁明の内容	
添付した 証拠書類等	

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

弁明に対する審査結果について

年 月 日付けであなたから提出された弁明に対して審査委員会において審査しましたが、下記の理由により国民健康保険法に定める「災害その他の政令で定める特別の事情」があると認められません。

つきましては、別添「特別療養費の支給に係る事前通知書」(様式第7号)のとおり療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとなります。

記

災害その他の政令で定める特別の事情と認められない理由

様式第6号の2(第5条関係)

第 号
年 月 日
様

富士見町長

弁明に対する審査結果について

年 月 日付けであなたから提出された弁明に対して審査委員会において審査したこところ、国民健康保険法に定める「災害その他の政令で定める特別の事情」があると認められます。

つきましては、別添の「特別の事情に関する届出」(様式第2号)を下記により提出してください。

記

1 提出期限 年 月 日

2 提出先 富士見町役場住民福祉課国保年金係

第
年
月
日
号

様

富士見町長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により、貴世帯については、次のとおり、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定により、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 特別療養費の支給開始日

年　　月　　日

<注意事項>

①特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

②次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- ・滞納している国民健康保険料を納めたとき
- ・災害その他特別の事情が生じたとき

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長野県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に富士見町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起することができます（なお、決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えをすることができます。

様式第 8 号（第 8 条関係）

第 年 月 号 日

様

富士見町長

国民健康保険資格確認書返還請求通知書

国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により、様式第 7 号に規定する特別療養費の支給対象者については、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 2 第 1 項の規定により、資格確認書を返還してください。

なお、国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 2 第 3 項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は資格確認書が返還されたものとみなします。

1　返還先　富士見町役場住民福祉課国保年金係

2　返還期限　年　月　日

第
年
月
日
号

様

富士見町長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第4項の規定により、貴世帯については、次のとおり被保険者に療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定により、あらかじめお知らせします。

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 療養の給付等を開始する日

年 月 日

<注意事項>

- ①療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分を支払っていただきます。
- ②新たに、資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付を希望する場合は、別途申請が必要となります。

第
年
月
日
号

様

富士見町長

保険給付一時差止通知書

国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定に基づき、次の保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めます。

記

1 対象世帯及び差し止める保険給付の内容等

被保険者記号・番号				
世帯主氏名				
申請日	保険給付の内容	診療年月	保険給付額	差し止める額
差し止める額の合計				

2 理由 特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険料を納付しないため。

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長野県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。また、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に富士見町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起することができます（なお、決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えをすることができます。

様式第 11 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

保険給付一時差止め解除通知書

年 月 日付け 第 号により一時差止めしている下記保険給付については、
給付要件を満たしたため一時差止めを解除します。

記

1 対象世帯及び一時差止めを解除する保険給付の内容等

被保険者記号・番号			
世帯主氏名			
申請日	保険給付の内容	診療年月	一時差止めを解除する額
一時差止めを解除する額の合計			

2 解除理由

第 号
年 月 日
様

富士見町長

保険給付額から滞納国民健康保険料への充当について

あなたから 年 月 日付けで支給申請された保険給付費については、下記のとおり給付の一時差止を行ったところですが、いまだに滞納している国民健康保険料について納付状況の改善が見られません。

つきましては、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、現在差し止めている保険給付費を、あなたが滞納している国民健康保険料に下記のとおり充当しますので、通知します。

記

世帯主氏名				被保険者記号・番号		
一時差止を行っている保険給付の種類	1 高額療養費 2 療養費 3 特別療養費 4 葬祭費 5 その他()					
支給決定年月日	年 月 日			支給決定金額	円	
支給決定額のうち一時差止を行っている金額					円	
充当する 国民健康 保険料 滞納額	年度	期別	納期	滞納額	延滞金等	計
	年度	期分	年 月 日	円	円	円
	年度	期分	年 月 日	円	円	円
	年度	期分	年 月 日	円	円	円
合計					円	
充当年月日				年 月 日		
差引保険給付額					円	

※ なお、本状到達前に国民健康保険料を納付された場合は、行き違いでご容赦ください。

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長野県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。また、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に富士見町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起することができます（なお、決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えをすることができます。